

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 日産プリンス兵庫販売 (株)
業者の住所 : 兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目3番11号
- 2 指名停止措置期間 : 平成21年4月23日～平成21年7月22日
(3ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

日産プリンス兵庫販売(株)は平成21年3月30日に行われた神戸管理センター発注の「平成21年度自動車修繕単価契約(小型車)」の入札において、落札者と決定したにもかかわらず、平成21年3月31日に都合を理由に契約を辞退した。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026